

[illegible]

[illegible]

		1 令和6年度就学援助制度の実態について																							4. 就学援助率		
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																									
		(1) 令和6年度当初における事業保護の認定基準(該当するもの全てに○)																									
都道府県	市区町村	ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ 市区町村民税の減免	ウ 市区町村民税の減免	エ 国民年金保険料の免除	オ 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ 児童扶養手当の支給	キ 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク PTA会費、学納費等の学校納付金の減免が行われている者	ク 職人の事業税の減免	コ 固定資産税の減免	サ 学校納付金の納付状況が悪い者、延長、減額等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ 経済的な理由による欠席の頻度が多い者	ス 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪い者	セ 生活保護受給者	ソ 生活保護受給者	タ 特別支援教育対象児童又は障害児等	ツ 市区町村民税(所得割又は均等割)課税限度額に達している者	テ 市町村税(所得割又は均等割)課税限度額に達している者	ト、その他	(2)(1)でソ、又はチに○をした場合	(3)(1)でツに○をした場合	(4) (1)で○と回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和5年度		
		係数(倍率)	係数(倍率)	倍	倍																						
21	21	18	15	13	13	12	19	10	3	10	10	4	3	8	7	10	8	2	9	3	7	18	9	7	0	21	
長崎県	長崎市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○			○	○	1.2					25%未満	
長崎県	佐世保市	○	○		○		○						○			○			○	○	1.2					20%未満	
長崎県	島原市	○	○	○			○									○			○	○	1.3					15%未満	
長崎県	諫早市	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○				○	1.3					15%未満	
長崎県	大村市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○						1.3					15%未満	
長崎県	平戸市	○	○				○								○						1.3					15%未満	
長崎県	松浦市	○		○		○	○								○						1.3					20%未満	
長崎県	対馬市															○					1.2					20%未満	
長崎県	香焼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○						10%未満	
長崎県	五島市	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○					1.2					25%未満	
長崎県	西海市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○						1.3					20%未満	
長崎県	雲仙市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○					○	1.3					15%未満	
長崎県	南島原市				○		○										○				1.3					20%未満	
長崎県	長与町	○	○				○							○					○		1.2					15%未満	
長崎県	時津町															○					1.2					15%未満	
長崎県	東彼杵町	○					○						○													15%未満	
長崎県	川棚町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					20%未満	
長崎県	渡佐見町	○					○										○				1.2					15%未満	
長崎県	小値賀町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○											15%未満	
長崎県	佐々町	○	○	○	○	○	○								○					○	1.2					20%未満	
長崎県	新上五島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					10%未満	

